

## 指定訪問介護 重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所（介護派遣センターあくしゅ）とサービス利用契約の締結を希望される方にたいして、社会福祉法第76条に基づき、当事業所の概要や提供される介護サービスの内容など、契約にあたりご注意いただきたいことを説明するものです。

※本事業所では、利用者に対して介護保険法に基づく＜訪問介護＞（以下、「介護サービス」という。）を提供します。当サービスの利用は、要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

### ◆◆目次◆◆

1. 事業者	- 2 -
2. 事業所の概要	- 2 -
3. 事業実施地域	- 2 -
4. 営業時間	- 3 -
5. 職員の体制	- 3 -
6. 職員の配置と指定基準	- 3 -
7. 当事業所が提供するサービスと利用料金	- 4 -

特定非営利活動法人 しまね自立支援センター  
（事業所名）介護派遣センターあくしゅ

当事業所は島根県の指定を受けています。  
介護保険訪問介護事業所 3270103884

## 1. 事業者

名称	特定非営利活動法人 しまね自立支援センター
所在地	島根県松江市大輪町392番地24
電話番号	0852-25-7797
代表者氏名	梅 紗綾花
設立年月	平成14年 1月4日

## 2. 事業所の概要

事業所の種類	指定 介護保険 訪問介護事業所 指定 障害者総合支援法 居宅介護・重度訪問介護事業所 指定 障害者総合支援法 地域生活支援事業 移動支援事業所
事業の目的	高齢者・障がい者の方が生きがいを持ち、社会の一員として自立した生活を営んでいくための必要なサービスを提供する。
事業所の名称	介護派遣センターあくしゅ
事業所の所在地	島根県松江市大輪町392番地24
電話番号	0852-25-7797
管理者氏名	池本かな子
事業所の運営方針について	高齢者・障がい者の方が地域で平等に扱われ、生きがいを持って暮らしていくために、地域社会と関わりを持てるようなサポートをしていく。また、その人らしい生活が営めるよう利用者の個別支援計画に応じた訪問介護サービスを提供する。
開設年月	平成14年11月9日
事業所が行なっている業務	平成24年10月1日島根県指定 (居宅介護・重度訪問介護事業所 3210100453)  平成26年12月8日 松江市指定 (移動支援事業所)  平成29年9月1日 松江市指定 (訪問介護事業所 3270103884)

## 3. 事業実施地域

松江市

#### 4. 営業時間

##### (1) 事業所窓口

営業日	月～金 ※土・日・祝日及び振り替え休日と、夏季（8月13日～15日）、 年末年始（12月29日～1月3日）は除く
営業時間	9時～17時

##### (2) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	年中無休 365日
サービス提供日	0時～24時

#### 5. 職員の体制

職名	職務内容	勤務時間
管理者 (サービス提供責任者 と兼務)	事業所の従業者の管理及び業務の 管理を一元的に行います。	9時～17時 緊急時には、電話等で24 時間連絡が可能な体制をと ります。
サービス提供責任者	事業所に対する居宅介護等の利用 の申込みに係る調整、居宅介護員 等に対する技術指導、個別支援計 画の作成等を行います。	9時～17時 緊急時には、電話等で24 時間連絡が可能な体制をと ります。
居宅介護従業者 (ホームヘルパー)	個別支援計画に基づいて居宅介護 等のサービス提供します。	0時～24時 交代制で、24時間対応し ます。
事務職員	当事業所の運営に必要な事務を行 います。	9時～17時

※緊急時とは、急な体調不良、事故、事件、およびそれに係るシフト調整が必要な場合を指します。それ以外のご連絡は、可能な限り勤務時間内にさせていただきますようお願いいたします。

#### 6. 職員の配置と指定基準

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準
1. 管理者	1名			1名
2. サービス提供責任者	2名	2名		2名
3. 居宅介護従事者（ホームヘルパー）	6名	11名	11.1	常勤換算で 5人以上
(1)介護福祉士	3名	6名		
(2)介護職員実務者研修修了者	1名	0名		

(3)介護職員初任者研修修了者	1名	2名		
(4)ホームヘルパー1級課程修了者	0名	0名		
(5)ホームヘルパー2級課程修了者	1名	2名		
(6)ホームヘルパー3級課程修了者	0名	0名		

当事業所では利用者に対して、指定サービスを提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。(重度訪問介護員養成研修課程修了者は、ヘルパー2級等他の課程を修了していない場合のみ記載しています。)

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数(例:週40時間)で除した数です。(例)週8時間勤務の職員が5名いる場合、常勤換算では1名(8時間×5名÷40時間=1名)となります。

## 7. 当事業所が提供するサービスと利用料金

### (1)「訪問介護計画」とサービス内容(契約書第3条・第4条参照)

当事業所では指定居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画」に基づいて、下記のサービス内容から「訪問介護計画」を定めて介護サービスを提供します。

「訪問介護計画」は、市町村が決定した居宅での介護の「支給量」(「介護保険証」に記載)及び個々の状況をふまえてアセスメントを行い、利用者QOL向上・維持への希望(自己決定)に基づく具体的なサービス内容やサービス実施日などを記載しています。「訪問介護計画」はご利用者に事前に説明し同意をいただくとともに、ご利用者の申し出により、いつでも見直すことができます。

#### 【サービス区分及びサービス内容】

##### 1) 身体介護

- 入浴介護・清拭・洗髪————— 入浴の介護や清拭、洗髪などを行います。
- 排せつ介護————— 排せつの介護、おむつ交換のほか、排泄にともなう必要なケアを行います。
- 食事介護————— 食事をするための介護を行います。
- 衣服の着脱の介護————— 衣服を着替えるときの介護を行います。
- 通院介護————— 通院の介護を行います。
- その他、必要な身体介護を行います。

##### 2) 生活援助

- 調理————— 食事等の用意をします。
- 洗濯————— 衣類等の洗濯を行います。
- 掃除————— 掃除や整頓等を行います。
- 買い物————— 必要な買い物をを行います。
- その他、必要な生活援助を行います。

##### 3) 通院介助

- 利用者の必要に応じて、病院への通院のサポートを行います。

##### 4) その他、必要に応じて生活上のご相談に応じます。

## (2) 利用者負担額（契約書第5条参照）

サービスの利用に対しては、介護保険給付費が支給されます。（以下「給付費」という。）

介護保険からの給付サービスを利用する場合は原則として、自己負担額は利用料の1割負担ですが、一定以上所得のある方は2割負担や3割負担となります。また、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

◆基本料金（昼間：午前8時～午後6時）（()内は負担割合が2割、〈〉内は3割の場合です）

2021年4月現在

身体介護		20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	1時間30分以上 30分ごとに加算
	利用料		1,670円	2,500円	3,960円	5,790円
自己負担額		167円 (334円) 〈501円〉	250円 (500円) 〈750円〉	396円 (792円) 〈1188円〉	579円 (1158円) 〈1737円〉	84円 (168円) 〈252円〉
生活援助		20分以上 45分未満	45分以上			
	利用料	1,830円	2,250円			
自己負担額		183円 (366円) 〈549円〉	225円 (450円) 〈675円〉			
通院等乗降介護		1回(片道あたり、交通費は別)				
	利用料	990円				
自己負担額		99円 (198円) 〈297円〉				
早朝（午前6時から午前8時まで）		25%増額		早朝・夜間・深夜帯は、基本料金に左記の割合で増額します。		
夜間（午後6時から午後10時まで）		25%増額				
深夜(午後10時から翌朝午前6時まで)		50%増額				
2人派遣		100%増額		1人のヘルパーによる介護が困難な場合、ご利用者との協議において、2人のヘルパーでサービスを提供します。その場合は2人分の利用者負担額をいただきます。		
初回加算		200円/月 (400円/月) 〈600円/月〉		初回訪問時のみ加算します。		
緊急時訪問介護加算		100円/回 (200円/回) 〈300円/月〉		緊急時に、居宅サービス計画において計画的に訪問することになっていない訪問介護(身体介護が中心のもの)を行った場合に加算します。		

◆加算について（()内は負担割合が2割、〈〉内は3割の場合です）

### ◆償還払い

事業者が代理受領を行わない場合は、介護保険給付費基準額の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、ご利用者に「サービス提供証明書」を交付します。（「サービス提供証明書」と「領収書」を添えて市町村に申請すると介護保険給付費が支給されます。）

### (3) サービス利用にかかる実費負担額（契約書第5条参照）

サービス提供に要する下記の費用は、給付費の対象ではありませんので、実費を頂きます。

- ① 通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、ホームヘルパーが訪問するための交通費をいただきます。公共交通機関を使っての訪問の場合はその往復の実費を、自動車・バイク等を使っての訪問の場合は、越えた距離往復1km当たり30円をいただきます。ただし、ホームヘルパーが近隣に居住するなど特別な事情がある場合で、特定非営利活動法人しまね自立支援センター理事長が認めた場合は、この費用を徴収しないことができます。

(サービス利用料とともに1ヶ月ごとにお支払いいただきます。)

なお、生活保護受給世帯・市町村民税非課税世帯は無料となります。

- ② 通院介助、または外出に関わる介護等においてホームヘルパーに公共交通機関などの交通費のほか、入場料、利用料等が必要な場合（サービスご利用時にその都度ご負担いただきます。)

### (4) 介護保険給付費の支給対象とならないサービスの利用料

介護保険給付費の支給量を超えてサービスを利用される場合には、超えた部分のサービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。ただし、生活保護受給者の方の場合は受給している他人介護料の上限額以上を請求する事はありません。